

大定和議期における金・南宋間の國書について

毛 利 英 介

はじめに

第一章 皇統和議破綻期の金・南宋間の外交文書について

第一節 皇統和議破綻期の外交文書の書式

第二節 大定和議交渉過程における南宋側の對金外交文書の書式に對する議論

第二章 大定和議期の金・南宋間の國書について

第一節 南宋の對金國書における冒頭定型句について

第二節 大定和議期の金・南宋間の國書における本文の句數について

結びに代えて

はじめに

485

筆者は、これまで一〇から一三世紀の東アジアについて、その多國分立狀況に特徴があると考え、當時の國際關係について研究を行ってきた。そして、とりわけ契丹（遼）と五代・北宋の關係に注目して毛利二〇〇四以來論稿を發表してきた。しかし、契丹と北宋の關係が後代に影響を與えたことは既に指摘があるほか、逆に後代の史料の中で契丹と北宋の關係について述べられることも少なくない。ここでいう後代の史料とは金と南宋の關係にまつわるものがその大きな部分を

占めるが、以下に述べるように、金・南宋關係の研究狀況は十全とは言いがたいものがある。かかる狀況から金・南宋關係を明らかにする必要を痛感し、その第一歩として本稿を草するものである。

まずここで金・南宋關係の研究狀況について述べておく。金・南宋關係は決して研究が充實した狀況ではないが、古典的研究として外山一九六四が存在するほか、近年では趙永春二〇〇五も公刊されており、兩書を併せ見れば金・南宋關係の推移の大よそは把握可能である。更には、近年では吳曉萍二〇〇六・冒志祥二〇一二・李輝二〇一四などが相次いで出版されたことにより、金・南宋關係の制度的側面もかなり明らかになってきた。つまり、金・南宋關係の研究は、更に深く掘り下げて行く環境が整ってきたと言つてよい。³⁾

次に金・南宋關係の推移について概観する。靖康の變以降の初期の戦亂が收束して以後の金・南宋關係は、單純化すれば以下の三次の和議の成立とその破綻と理解できよう。⁴⁾

- ・ 皇統(紹興)和議(一一四一成立、一一六二破綻)
- 名分：君臣、歲貢：銀二五萬兩・絹二五萬匹
- ・ 大定(乾道)和議(一一六五成立、一一〇六破綻)
- 名分：叔姪、歲幣：銀二〇萬兩・絹二〇萬匹
- ・ 泰和(嘉定)和議(一二〇八成立、一二一七破綻)
- 名分：伯姪、歲幣：銀三〇萬兩・絹三〇萬匹

※和議の名稱は()の前が金の年號、()内が南宋の年號。本稿では便宜的に金の年號のみで和議を稱する。⁵⁾

以上のうち、金・南宋間が君臣關係にあった皇統和議期は南宋側からは最も忌むべき時代であり、南宋側の史料から分ることは少ない。⁶⁾そして關聯の史料狀況により、南宋側の史料から分ることが少ないことは、當該時期の金・南宋關係に

ついて解明可能な事實が少ないことを意味する。それに對し大定和議期については、南宋側から見ればそれ以前の皇統和議期よりは名分などにおいて對金關係の條件が改善されたことから、相對的に史料狀況が良好となる。更には、皇統和議期の狀況についても、大定和議期から對比的に振り返った記事によって判明することも多い。他方その後の泰和和議期については、そもそも南宋側において、金・南宋關係に限らず一般的に史料狀況が良くないため検討に困難が存在する。よって、本稿では手始めに大定和議期に注目して議論を行うこととした。

さて、一般に前近代の國際關係を論じる際に、その枠組みを理解するために儀禮と文書に注目するのは自然なあり方だろう。そして、大定和議期の金・南宋關係に關しても近年その兩者の研究が出揃った。即ち、井黒忍の「受書禮」に關する研究（井黒二〇二三）⁷⁾と、廣瀬憲雄の「國書」の書式に關する研究（廣瀬二〇二三・廣瀬二〇一四第二章）⁸⁾である。

「受書禮」なる語は、本來的には「文書を受領する際の儀禮」を意味するのみである。だがここでいう「受書禮」とは、金と南宋が君臣關係にあつた皇統和議期において定められた、南宋皇帝が起立のうえで金使から直接金皇帝の外交文書を受領する儀禮のことである。¹⁰⁾それが君臣關係が撤廢された大定和議期においても踏襲されたことから、南宋側で特に孝宗が問題視して廢止を旨し、和議成立後約十年にわたり金に對して硬軟の働きかけを行うが、ついに廢止されることはなかった。井黒はこれに検討を加え、「受書禮」に注目すると、大定和議期においても「君臣關係を具現化する場が一貫して維持された」とする。

他方、廣瀬二〇一三は大定和議期の國書について、主に『金史』卷八七僕散忠義傳の記述に依據して國書の冒頭定型句について検討を行い、その結果として南宋の對金國書における冒頭定型句は、以下のようなものであつたとする。¹¹⁾

姪宋皇帝眷謹んで再拜して書を叔大金聖明仁孝皇帝闕下に致す。

（姪宋皇帝眷謹再拜致書于叔大金聖明仁孝皇帝闕下。）

それに對して金から南宋に對しては、「叔大金皇帝」とあり、名を記さず、「謹再拜」とも記さず、南宋皇帝の尊號は使

用せず、「闕下」とも稱していないことを指摘する。よつて、國書冒頭の定型句を以下のように想定するものとなる。

叔大金皇帝書を姪宋皇帝に致す。

(叔大金皇帝致書于姪宋皇帝)¹²。

このように、大定和議期の金・南宋間の國書に雙方向的に「致書」という表現が用いられたと見られること、更に周必大「省齋文稿」卷一四「孝宗皇帝撰國書御筆跋」(『全宋文』第三〇冊二一―二二頁)¹³に引く金の對南宋國書の末尾に對等關係を表す「不宣」という表現が存在することを併せ、大定和議期の金・南宋關係は外交文書上は大きな上下關係が存在しない¹⁴對等な關係であつたと指摘する。

以上の兩者の研究を著者なりにまとめると、井黒は「受書禮」に注目して、大定和議期の金・南宋關係が皇統和議期の君臣關係の延長線上にあつたとする。それに對し廣瀨は、金・南宋間の國書に注目して、大定和議期において兩者が對等に近い關係であつたとする。兩者の見方は必ずしも相容れないものではないが、相當に異なる印象を與えることも否めない。すると、兩者の議論は修正を要するものである可能性があるが、その際に再考の餘地が多いことが想定されるのは國書に關する研究である。何故なら、「受書禮」の問題には古く趙翼『廿二史劄記』卷二五「宋遼金夏交際儀」以來の研究が存在し、井黒は新たな着眼をしているが、一方で事實關係としては大枠が定まつた課題とも稱しうる。それに對し、大定和議期の金・南宋間の國書の書式の問題は近年検討が開始された課題であり、廣瀨の研究は先驅的な研究だけに再考の餘地が有り得る。更に、廣瀨の研究は廣く東アジアの外交文書を見渡す中で大定和議期の國書にも言及したもので、そこに廣瀨の研究の價值があるのだが、大定和議期を専門に論ずるものではない。よつて本稿では、大定和議期の金・南宋間の國書に焦點を當てて初歩的な議論を行い、今後の研究の一助たらんことを目指す。

ここで本稿の構成について述べておく。まず第一章で皇統和議破綻から大定和議成立までの間における金・南宋間の外交文書について、及び大定和議の交渉過程における南宋での對金外交文書の書式に關する議論について検討すること、

大定和議期の金・南宋間の國書の書式が成立する前提を把握する。第二章では、本稿の主たる議論の對象である大定和議期の金・南宋間の國書について検討を行う。具體的には、國書冒頭の定型句と國書本文の句數に注目することとなる。

なお、本稿では周必大『文忠集』所收の史料を積極的に使用している。そのため本稿は、周必大『文忠集』所收史料を本格的に本分野に導入するための試みという側面も持つ。

第二章 皇統和議破綻期の金・南宋間の外交文書について

本章では、金・海陵王の南宋侵攻により皇統和議が破綻してから大定和議が成立する間（本稿では皇統和議破綻期と稱す）における金・南宋間の外交文書に關する検討を行う。

皇統和議破綻期にも、戦闘と並行しつつ様々な形で金・南宋間で交渉が行われた。その後半には名分的な問題を回避するためもあって官廳間あるいは臣僚間での交渉という形がとられたが、その前半の大定二年・紹興三年（一一六二）には金から南宋へ一回・南宋から金へ二回（ただし一回は入國できず）、合計三回にわたって國家レベルでの使節が派遣された。大定和議期の金・南宋間の國書に注目する本稿の問題意識から、本章ではまずそれ以前の皇統和議破綻期に往來したこれらの使節が持參した外交文書について検討する。その後に、國家レベルの使節の往來が途絶えた後に始まった、大定和議成立へ至る交渉の過程における南宋國內での對金外交文書の書式に對する議論についても併せて検討したい。

さて具體的な検討に入る前に、ここで皇統和議破綻期における金・南宋關係の推移について概観しておく。正隆六年・紹興三十一年（一一六一）九月に金・海陵王の南宋侵攻により皇統和議は破綻し、國境の淮河を越えた金軍は長江一帯にまで攻め込むが、遠征中の同年十一月に海陵王は揚州で弑殺されて金軍は撤退し、情勢は南宋有利に傾く。そのような中、翌大定二年・紹興三十二年（一一六二）六月に南宋では高宗が退位して太上皇帝となり、孝宗が即位する。孝宗は高宗に比して對金主戦派であり、これ以後南宋は金に對して攻勢を企圖することとなる。一方金では海陵王弑殺以前に既に東京遼

陽府で世宗が自立していたが、その後中都に進出した上で北方での契丹人の叛亂を鎮定すると南宋に本格的に向き合うこととなり、大定三年・隆興元年（一一六三）五月には大舉侵入してきた南宋軍を符離の戦いで壊滅させる。これ以後は金が情勢の主導権を握り、その流れの中で大定五年・乾道元年（一一六五）に大定和議は締結されることとなる。¹⁵⁾

第一節 皇統和議破綻期の外交文書の書式

皇統和議破綻期における金・南宋間の外交文書の書式を検討するにあたり、まず前提として皇統和議期における金・南宋間の外交文書の書式について述べる。

皇統和議期には金・南宋間は君臣関係にあったことから兩國間では詔及び表が使用されたが、「はじめに」で述べたとおり同時期の金・南宋關係に關する南宋側の史料は乏しく、外交文書の實例としては皇統和議成立時の南宋の誓表が『金史』卷七七宗弼傳に見える程度で、正旦祝賀・生辰祝賀を中心とした通常の使節の往來（本稿では「平時」と稱す）に伴う外交文書の實例は管見では見當たらぬ。ただしこれも先述のとおり、大定和議期と對比させる形でそれが如何なる書式であったかを示す史料は存在し、そこから知られる以下の諸點が重要であると考える。

- ・「大宋」ではなく「宋」とする。
- ・南宋皇帝については「皇帝」ではなく「帝」とする。
- ・南宋皇帝は「再拜」の語を使用する。
- ・南宋皇帝については諱を記す。¹⁶⁾

それでは、以下皇統和議破綻期前半における外交文書の書式について、使節派遣ごとに區切って検討を行っていきたい。

(A) 高忠建の使宋

皇統和議破綻期における國家レベルの遣使としては、まず金から高忠建が世宗の即位を通知する名目で南宋に派遣されたことが挙げられる。¹⁷⁾

高忠建の使宋に關しては『建炎以來繫年要錄』など複数の南宋の史書にまとまった記載があるが、管見ではその際の外交書の内容及び書式まで一部であっても記述するのは周必大「親征錄」だけである。¹⁸⁾ その内容は「皇統和議以來南宋とは和平が繼續していたにもかかわらず、金・海陵王は大義名分もなく南宋侵攻を行ったものであり、金が占領した淮河以南の地を南宋に返還して和平を回復したい」とのものが、これは高忠建來到以前に南宋に伝えられた「金國大都督府牒」の内容と大枠で一致する。¹⁹⁾ よって、むしろここで注目されるはその書式である。即ち、第一に金は南宋に對して皇統和議期における詔ではなく「致書」と記される國書を使用していること、第二に金皇帝は自らを「大金皇帝」としつつ南宋皇帝を「宋帝」とする皇統和議期の呼稱を引き續き使用していることである。²⁰⁾ 周必大が具體的内容のみでなくこの部分を含めて書き留めたのも、その重要性に鑑みてのことであろう。これは、金・海陵王の盟約破棄に伴って金・南宋間の君臣關係は解消されたとの金側の認識を暗示するものとなっている。外交文書の書式について言えば、ここからは逆にこの時点で金は南宋に對して表の使用を求めなかったことも推測可能である。

正確に言えば、高忠建らは國境を越えて南宋領に入るに當たり南宋側に對して臣禮を取ることを求めたとされるので、²¹⁾ 高忠建派遣の當初から金側が外交文書の書式面において君臣關係を放棄することを決斷していたかは不明である。ただし、現實に「致書」と記された國書を南宋側にもたらししており、そしてそれは高忠建の獨斷ではなからうから、君臣關係と非君臣關係の外交文書をとにも用意し、南宋側の對應を見て高忠建が判斷するように命じられていた可能性もあるだろう。そうならば、そこには金・世宗の即位後程ない時期に當たり内憂外患を抱えた金側の現實的な判斷が見て取れるように感じる。²²⁾

さて、金が南宋との君臣関係を解消して詔ではなく「致書」と記された國書を使用することは、南宋側としても異存はなかつたはずである。ただし、問題となつたのはその授受であつた。即ち、「はじめに」で述べた「受書禮」の問題である。⁽²³⁾

基本的に高忠建は皇統和議期の「受書禮」を踏襲しようとしたが、南宋側は北宋期のあり方への回歸を求めた。前者であれば金使は昇殿の上で南宋皇帝に外交文書を直接手渡し、後者であれば昇殿せずに閤門に手渡しすることとなる。周必大「親征録」と『建炎以來繫年要録』を併せ観ると、南宋側は金使が昇殿するところまでは認めたが、金使は昇殿の上で宰相に手渡しことを求めるも南宋側はこれを認めず事態は膠着し、結果として、南宋側が地に伏して抵抗する金使から強制的に外交文書を奪い取ることとなつた。⁽²⁴⁾

結論を先取りするが、對南宋外交文書は皇統和議期の詔から「致書」と記された國書に變更するが、一方で「受書禮」については皇統和議期のものを踏襲するというこの高忠建の使宋時における金の主張は、その後の大定和議期のあり方に一致する。その點で、金側はこの段階での主張を押し通したと見ることが出来る。

さて、高忠建の歸國に際して南宋側が持参させた回答の外交文書の内容については、周必大「親征録」紹興三二年（一一六二）三月丁巳に簡単な記載がある。⁽²⁵⁾その内容は、「金に占領された淮河以南の地はすでに自力で奪還しており、祖宗の故地（＝河南）についてこれから使節を派遣して返還を求める。」とのものであつた。宋側有利な情勢もあり、強氣な内容だと言つていいだろう。ただ「親征録」の記述からは、この外交文書が如何なる書式であつたかは不明である。しかし、「致書」の表現を持つ國書に對する回答の外交文書であることに加え、『宋史』卷三三四陳康伯傳にはこの際「報書に敵國の禮を用いた」とあることから、それは表ではなく國書であつたことまでは想定可能である。⁽²⁶⁾

(B) 洪邁の使金²⁷⁾

前項で見た金・世宗の即位を通知するとの名目での高忠建の使宋を受け、南宋は世宗の即位祝賀の名目で洪邁を金に派遣した。この際に洪邁が持参した外交文書は、例えば『建炎以來繫年要錄』卷一九九紹興三二年（一一六二）四月戊子條に掲載されている。²⁸⁾ その内容は、前項で述べた内容とも重なるが、北宋の歴代皇帝の陵寢が存在する河南の地の返還を要求するものである（載惟陵寢之山川、寢隔春秋之祭祀。……願畫舊疆、龍還敵國²⁹⁾）。ただし、冒頭や末尾の定型句は見取れず、直接文書の書式を知ることにはできない。しかし、先の高忠建使宋の際における回答の外交文書が國書と想定されるのに加え、『宋史』卷三七三洪邁傳に「書に敵國の禮を用いた」とされること³⁰⁾から、洪邁も使金に當たつて國書を持参した蓋然性が高い。そして内容的に、金・海陵王の南宋侵攻により皇統和議が破棄されたとの理解のもとで、新たに兄弟の盟約を結ぶことを求める論理である（既邊境之一開、致誓言之遂絶。……結兄弟無窮之好、……）ことも、その想定を裏書すると考える。

この洪邁の使金に當たつては、金領に入り首都の中都までの道中においては「敵國の禮」非對等關係での對應を受けたものが、中都到着後に金側が態度を一變させ、洪邁に對しては陪臣と稱することを要求し、南宋の對金外交文書については書式の不備を責めて受け取りを拒否したことが知られる。³¹⁾ ここで謂う書式の不備の指摘とは、南宋が準備した文書が國書であり、金はそれが表であるべきとの立場をとつたと考えられよう。

そして、これに對する金側の回答の外交文書は、『大金國志』などにはそのわずか一部のみが掲載される。³²⁾ ただしそれ以外に、實は錢大昕が夙に着目をして『洪文敏公年譜』紹興三二年（一一六二）七月甲子條で用いているのだが、周必大「龍飛錄」にも全文ではないもののこの外交文書が収録され、そして「龍飛錄」の方がより多くの情報をもつたものとなっている。³³⁾ その内容は、金・世宗の即位祝賀の使節であるはずが祝賀の辭もないだけでなく、實行不可能な要請を爲してきたと非難する内容となっている（殊無致賀之詞、繼有難從之請）。實行不可能な要請とは、河南の南宋への割讓要求を意

味するものだろう。

ただし、この金の回答の外交文書の書式も明らかではない。しかし、金側が洪邁に對して陪臣と稱することを求めた、つまり金皇帝が南宋皇帝を臣下扱いた状況から考えれば、詔である可能性が高い。またその内容としては、金・海陵王は徳を失して南宋侵攻を行ったが、その咎は海陵王の一身にあるのみで、金・南宋間の盟約はなお有効であるとの立場をとったうえで（海陵失徳、江介興師、過乃止于一身、盟固難于屢變）、南宋の外交文書は無禮であつて藩臣としての立場を失っているだけでなく、國境の侵犯は皇統和議の誓表に違反していると責めている（尺書侮慢、既匪藩臣、寸地侵陵、又違誓表）。ここからも皇統和議期の君臣關係に依據して、金皇帝が南宋皇帝に對して詔を下したと考えるのが妥當である。そして、その内容が南宋側史料に傳存する以上、洪邁は威嚇の下にしても、その詔を正式に受領したものと考えざるを得ない。南宋側の史書がこの外交文書についてあまり語らない理由でもあろう。

以上で述べた洪邁の使金に對する金側の對應は、前項で述べた高忠建の使宋時より明らかに強硬なものとなっている。つまり、高忠建の使宋時には皇統和議は效力を失して金・南宋間の君臣關係も解消されたとの立場で金側は臨んだものが、ここでは皇統和議はなお有効であり君臣關係も繼續しているとの立場に變化しているのである。

この短期間の間に情勢が極端に金に有利に變化した事實は認められないため、これは金使・高忠建が臨安で受けた屈辱的な待遇と同様に、金側が宋使・洪邁を中都まで導いた上で敢えてその地で屈辱的な措置をとつたと筆者は理解する。要は、金の南宋に對する意趣返しであると同時に、交渉の主導權を握るための戦術とも考える。それだけに、金・南宋間の君臣關係の完全な復活を主張するこの際の金側の態度は、恐らくはその實現を眞劍に意圖してはいなかった。³⁴ 何故なら、その後大定和議において明示的に君臣關係が復活することはなかっただけでなく、後述のごとく、そもそも金側は自らが優勢な状況下で進められた和議の交渉過程でもその點には拘らなかつたからである。

(C) 劉珙の使金

次に、南宋から劉珙が高宗退位に伴う孝宗の即位を金に通知する名目で派遣されたが、金側が入國を認めず國境で引き返す結果になった。⁽³⁵⁾そのため、關聯の史料も少なく持参した外交文書に對する検討が難しい。唯一の手がかりは、金側が劉珙の入國を認めなかった理由は、金の求める舊禮（＝皇統和議期の禮數）に南宋が對應しなかったことに因ると言うものである。明言はされないが、外交文書について言えば、前項の洪邁の使金直後でもあり、劉珙が國書を持参したのに對し金側は表であることを求め決裂したと考える。

これ以降の使節の往來は、まず隆興元年（一一六三）に南宋で王之望及び龍大淵が金への通問使に任命されるが、國境を越えることなく待機となり、結局派遣は取り止めとなった。その後の使節の派遣は、隆興二年（一一六四）に魏杞が南宋でやはり金への通問使に任命され、こちらは實際に派遣された。ただ交渉が難航して國境で一時逗留するなど曲折はするが、魏杞は大定和議の誓書を金にもたらした、即ち大定和議を正式に締結させた使者である。そのため、皇統和議破綻期の検討という範疇からは外れる。つまり劉珙の使金失敗以降、大定和議の成立まで兩國間で國家レベルの使節は往來しなかった。ここに皇統和議破綻期における金・南宋間の交渉のあり方における晝期を見出せよう。よって、以後の時期については節を改めて述べたい。

第二節 大定和議交渉過程における南宋側の對金外交文書の書式に對する議論

前節末尾で言及した劉珙の使金（失敗）から魏杞の使金の間における金・南宋間の交渉は、皇帝名義の外交文書を持参する使節の派遣ではなく、開封を根據地とし僕散忠義・紇石烈志寧を擁する金の元帥府と南宋の三省・樞密院との間という形式を中心に行われた。⁽³⁷⁾そのうち特に重要なのは、隆興元年（一一六三）九月に南宋から盧仲賢が同知樞密院事の洪邁名義の紇石烈志寧宛ての文書を持参して派遣されたことである。⁽³⁶⁾これ以前に南宋は、南宋が占領地を金に返還した上で皇

統和議へ復歸することを呼びかける金からの提案をはねつける態度をとったが、同年五月の符離の戦いでの大敗を受けて金との和平を模索する必要が生じ、この派遣へと至った。盧仲賢が持参した文書の内容は、南宋が占領していた淮河以北の唐・鄧・海・泗の四州の地は返還しないこと、歳幣を送ること自體は問題ないが戦争による疲弊で充分な額を送ることは困難であるとの旨であったようだ。⁽⁴⁰⁾

しかし盧仲賢は、その詳細までは知られないものの、以下の四點について南宋・孝宗が許可した以上の内容を含む妥協を金に對して行い、このことが以後の金・南宋間の交渉に大きな影響を與えることとなった。

- ・ 叔姪關係に基づく外交文書の書式について
- ・ 唐・鄧・海・泗四州の返還について
- ・ 歳幣の銀絹の數量について
- ・ 叛臣・俘虜の送還について⁽⁴¹⁾

これ以降の金・南宋間の大定和議へ向けての交渉は、盧仲賢が約した内容を前提として展開した。本稿の關心事である外交文書の書式についてもこの時に叔姪關係をベースとする合意がなされ、「初式」と稱されて以降の交渉の基準とされた。⁽⁴²⁾そして結果としては、全體的に概ね金側の主張したとおり、即ち唐・鄧・海・泗の四州は南宋が金に返還するというように盧仲賢が約した内容に基づきつつ、「叛臣」は送還しないなど一部修正を加える形で大定和議は妥結されることとなった。⁽⁴³⁾

上記のように盧仲賢が想定以上の妥協をして歸國し、その事態に對處するため王之望・龍大淵が通問使副に任命された後に、南宋朝廷では和議の條件について議論が展開された。盧仲賢が約した内容のうち特に問題となったのは、唐・鄧・海・泗の四州の地の返還を約したこと、「俘虜」だけでなく「叛臣」(南宋の立場からは「歸正人」)までも送還を約したことという現実的な部分だったが、より理念的な部分である外交文書の書式についても議論の對象となったため、そこから

當時の南宋で外交文書について何が問題とされたかを知ることができる。以下では、それらを簡単ではあるが紹介・検討していきたい。

まず、黄中と金安節は以下の三點を問題視した。⁽⁴⁴⁾

(ア) 南宋皇帝が金皇帝に對して代々「姪」と稱すること。

(イ) 國號に「大」の字が加えられずにただ「宋」とされること。

(ウ) 「再拜」の二文字を使用すること。⁽⁴⁵⁾

次に、錢用材と馬驥も同じく國號が「大宋」であるべきだとしたほかに、以下の主張をなした。

(エ) 契丹との關係同様に「謹白」の文字を使用すべきこと。⁽⁴⁶⁾

その他、やや時期は下るが、對金強硬論者として知られる胡銓は「大」の字が加えられないこと及び「再拜」の二字を使用することとともに、次の點を問題視した。⁽⁴⁷⁾

(オ) 御名を記すこと。

それでは以下で、上記の各項目に検討を加えて行きたい。

(ア) の「姪」と稱することについては、金側がそれを代々のものとするよう主張したことが問題となった。即ち、かつて北宋皇帝が對等關係のもとで契丹皇帝に對して「姪」と稱したこともあり、⁽⁴⁸⁾南宋皇帝が「姪」の表現を用いること自体は大きな問題ではない。それが固定的なものとされたのが問題であった。『金史』では、南宋側がこの代々という點に拘ったことが複数の箇所で見られる。⁽⁴⁹⁾

(イ) の國號に「大」が冠されないという點については、交渉の過程で多くの人物が問題視したほか、事實であるかは別として、次章で見られるように通問使となった魏杞も和議締結の最終段階までこの點を回避しようと拘ったとの記述が存在する。

(ウ)の「再拜」については、胡銓はそれが稱臣に繋がるものであるとの論理を展開して反対している⁵⁰。これら(イ)・(ウ)は、いずれも皇統和議期の君臣関係による外交文書のあり方を踏襲するものである。

(エ)の「謹白」については、確かに北宋の對契丹國書の中でも使用されたことが確認可能であり、「不宜。謹白。」が末尾の定型句の一つであった⁵¹。一方で、次章でも具體的に見るが、大定和議期の南宋の對金國書には「謹白。」は存在せず「不宜。」のみで結ばれる。すると、錢用材と馬騏の主張は、「不宜。」だけでは不十分であり「謹白。」も必要であるとの内容であったと理解する。筆者はその正確な意圖をつかめていないが、要は北宋と契丹との形式的に對等な關係に復歸させたいとの趣旨であると考えておく。

(オ)の南宋皇帝の諱を記すということも、皇統和議期の君臣関係におけるあり方を踏襲するものである。

以上、(ア)から(オ)の五點に對して簡単に紹介・検討を行った。ただし、これらの南宋朝廷で問題となった論點すべてを南宋側が金との交渉に持ち込んだかは不明である上、いずれにせよ結果としてそれらの懸念は大定和議期の南宋の對金國書には反映されなかった。換言すれば、概ね皇統和議期の外交文書の表現が南宋側の懸念にも関わらず大定和議期にも踏襲されたのである。南宋側は、君臣の叔姪への變更・それに伴う表の書への變更・「帝」の「皇帝」への變更という、當時の表現で「名分が正される」などとされる最低限のラインの確保で満足せざるを得なかったのであり、その最低限のラインも恐らくは金主導のもとでの盧仲賢の妥協に基づくものである。

第二章 大定和議期の金・南宋間の國書について

本章では、本稿の主題である大定和議期の金・南宋間の國書について検討する。まず「はじめに」でも言及した國書の冒頭定型句について再検討を行い、その後大定和議期の金・南宋間の國書の實例を収集した上で、従来注目されなかった國書本文の句數の検討を行う。

第一節 南宋の對金國書における冒頭定型句について

本節では、大定和議期の金・南宋間の國書の冒頭定型句について検討を行う。その際、金の對南宋國書の冒頭定型句の想定については先行研究に對して特に異論がないため、南宋の對金國書について取り上げることとする。

さて、「はじめに」でも一部言及したが、廣瀨二〇一三は以下の『金史』列傳の二つの史料を擧げて、大定和議期の南宋の對金國書の冒頭定型句には「致書」と記されていたと述べる。

姪宋皇帝昉、謹んで再拜して書を叔大金聖明仁孝皇帝闕下に致す。

姪宋皇帝謹んで再拜して、書を叔大金應天興祚欽文廣武仁德聖孝皇帝闕下に致す。⁵²⁾

ただし廣瀨自身も指摘するように、これらの『金史』列傳の記事と異なり、『金史』卷六世宗本紀大定五年（一一六五）正月己未條には、大定和議締結時に魏杞の齎した國書の冒頭定型句が「姪宋皇帝某再拜奉書于叔大金皇帝」と「奉書」の表現を持ったとの記事も存在する⁵³⁾。そして、廣瀨二〇一四第二章で述べるように「致書」に比して「奉書」は相手への敬意がより強く、「致書」か「奉書」かで金・南宋間の關係性への理解に一定の相違が生じる。よって、筆者は「奉書」なる表現の存在を述べる史料をより丁寧に掲う必要を感じる。そこで、その他の史料も擧げてこの點を検討することとした⁵⁴⁾。

ここで注目したいのは、周必大「玉堂類稿」所收の對金國書である。周必大「玉堂類稿」卷一六には、乾道六年（一一七〇）から淳熙六年（一一七九）にかけて周必大が起草した二六通の對金國書が収録されている。ここでは、それらを末尾に【資料一】として一覽化した。そのうち特に三通の國書（一一）・（一二）・（一五）は冒頭・末尾の定型句も具備した形で収録されており、史料的价值が高い。そして、これらの對金國書の冒頭定型句の部分を見ると、いずれも以下のような表現で共通する。

大宋皇帝謹んで書を大金尊號皇帝闕下に奉す。

これらの國書に限らず、【資料一】の國書はそもそも南宋側の史料であって、『金史』とは系統を異にする。また、生辰祝賀・正日祝賀を目的とする定例使節の往來という「平時」に使用された國書である。そのため、廣瀬二〇一三が検討した國書とは異なる史料的价值をもつ。ただし、一方でこれら【資料一】の對金國書は文集に収録されたものであるため、一義的には優れた文章を提示することに目的があることが想定される。更に政治的配慮によるものも含め、實際に使用された對金國書に比して一定の改變や節略を受けている可能性も否定できない。その點兩者は史料的に一長一短であり、雙方を併せ見る必要がある。

さて周必大「玉堂類稿」所收の對金國書を見た時、南宋皇帝が「皇帝」とされること、金皇帝には正式な尊號を記した上で「闕下」を附していることなど、先行研究の想定と一致する點も多い。關聯して、末尾において「不宣」が使用されていることも指摘できよう。⁵⁵⁾ その一方で、問題の「奉書」も含めて、想定と異なるところも以下の諸點が指摘できる。

- (一) 「叔」・「姪」と記されないこと
- (二) 「宋皇帝」ではなく「大宋皇帝」であること
- (三) 南宋皇帝の諱が記されないこと
- (四) 「再拜」の文言が見られないこと
- (五) 「致書」ではなく「奉書」であること

これらは、いずれも皇統和議から大定和議にかけて條件が變更された、ないし交渉過程で問題となった事項に關聯する内容である。これについて李輝二〇一四第二章では、【資料一】(一一)(二五)を引用した上で、『金史』の記すところが正しく、上記相違點は周必大が直筆を回避したものであるとの見通しを示している。基本的に従うべきであると考えながら、より具體的に検討していきたい。

(一) 「叔」・「姪」と記されないこと

この點に關して、大定和議期において金皇帝と南宋皇帝が相互に「叔」・「姪」と稱した用例は、いずれも周必大の文章中に、即ち南宋側の史料においても確認される。⁵⁶よつて「叔」・「姪」という擬制親族呼稱は、實際には對金國書に明記されたものが、「玉堂類稿」所收國書では文集收録時などいずれかの段階で省略されたものと考えてよからう。

(二) 「宋皇帝」ではなく「大宋皇帝」であること

この點については、「玉堂類稿」所收對金國書と同じ方向性を示す史料が存在する。それは『宋史』卷三八五魏杞傳であり、同傳によれば、魏杞は誓書を持參して金廷に赴いた際に、南宋皇帝を「大宋皇帝」と記す對金國書を提出し、金側はその「宋皇帝」への訂正を威嚇含みで求めたが魏杞はそれを拒否し、最終的に金側に認めさせたというのである。⁵⁷

ただし、大定和議期の金の對南宋國書における表現が「大宋皇帝」ではなく「宋皇帝」であったことは、前項での検討のために引用した周必大「孝宗皇帝撰國書御筆跋」から明らかである。すると、もし「玉堂類稿」所收對金國書の冒頭定型句に信を置くと、南宋皇帝は對金國書では「大宋皇帝」と自稱したのが、金の對南宋國書では「宋皇帝」と稱されたというズレが生じる。このようなズレこそが當該時期の國際關係のリアリティーであるとも見なせなくはないが、苦しい理解ではある。また、金は南宋が國書の書式において騙し討ちをすることを警戒しており、約を違えた國書を用意するのは容易でなかったことが想定される。⁵⁸斷定は避けるが、實際の國書には「宋皇帝」とあつたのを、これも文集收録時などに「大宋皇帝」と改めた可能性の方が高いと考える。

(三) 南宋皇帝の諱が記されないこと

(四) 「再拜」の文言が見られないこと

この二點については、國書における實際の使用を特段に否定する史料や研究も見當たらなないので、やはり文集收録時などに省略されたと考えてよからう。⁵⁹南宋皇帝の諱を記すことと「再拜」の文言を使用することは、いずれも南宋皇帝が金

皇帝に對して謙る要素であり、省略が行われて不思議ではない。なお、「再拜」については周必大「孝宗皇帝撰國書御筆跋」に關聯史料が存在するが、行論上次項で併せて言及する。

(五)「致書」ではなく「奉書」であること

筆者が五點中で最も重視したい相違點はやはりこの點である。なぜなら、(一)から(四)の各點は「玉堂類稿」所收對金國書が南宋の立場をプラスの方向に導くものであるのに對し、(五)のみは逆の方向性をもつため、依據できる可能性も比較的強いからである。

ここで、大定和議期の南宋の對金國書で「奉書」の表現が用いられたとする史料をもう一例提示したい。それは周必大「孝宗皇帝撰國書御筆跋」に掲載される南宋の對金國書案の末尾である。⁶¹ 嚴密には、この國書案の末尾に「奉書」の字句が存在することを直ちに南宋の對金國書の冒頭に「奉書」なる表現が使用されていた傍證とすることは出来ない。何故なら、北宋期の對契丹國書において、冒頭に「致書」とすると同時に末尾に「奉書」の字句を含む表現が使用されたとされる⁶¹は多いからである。ただしここでの「奉書」の用例は、「謹再拜奉書」として南宋の對金國書冒頭で使用されたとされるのと全く同じ表現の一部として出現していることから、末尾の表現でもって冒頭の表現に對する一定の傍證とすることも可能と考える。

以上から、大定和議期における南宋の對金國書では「致書」ではなく「奉書」の表現が使用された可能性も十分に存在し、むしろ筆者自身は「奉書」であった可能性がより強いとの理解に傾く。ただし、現状ではいづれが是であるかは斷言不可能である。更に、筆者のように「奉書」との立場に立つ時、なぜ『金史』の列傳において金の立場を低める「致書」という表現が使用されたのかは不明とせざるを得ない。不明確なところを残すが、この「致書」か「奉書」かという點については、「結びに代えて」でいま一度言及したい。

第二節 大定和議期の金・南宋間の國書における本文の句數について

次に本節では、大定和議期の國書における本文の句數の問題について検討することを通じ、國書から見た金と南宋の關係性に對して別の角度から理解を深めようと試みる。そのため、ここではまず前節でも扱った大定和議期における「平時」の國書の實例について俯瞰することから始めたい。かかる試みを行うのは、これまで當該時期の「平時」の國書の實例を収集するという作業がなされたことを知らないことにも因る。

それでは、ここで大定和議期における「平時」の國書の實例の概略について述べておく。まず南宋の對金國書については、既に前章で周必大を検討の對象としたように、南宋の文集にはその撰者が起草した對金外交文書が收められている場合がある。具體的には、周必大『文忠集』のほかに樓鑰『攻媿集』の例が知られ、⁽⁶²⁾ いずれも時期的に大定和議期に屬する國書である。ここでは、既に見たように周必大「玉堂類稿」所收對金國書を【資料一】としてまとめたのに加え、樓鑰の起草した國書を文末に【資料二】として一覽化した。⁽⁶³⁾ その他には、周必大「思陵錄」にも對金國書が多く収録されており、これを文末に【資料三】として一覽化した。⁽⁶⁵⁾ 以上、【資料一】が十六通、【資料二】が五通、【資料三】が七通、合計二十八通の大定和議期の「平時」の對金國書の實例を現状では収集できたこととなる。

さて、これら二十八通の南宋の對金國書を見ると、いずれも本文が十句で構成されていることが分かる。⁽⁶⁶⁾ これが偶然のものとは考えられず、大定和議期の「平時」の南宋の對金國書は、その本文が十句で構成されることが定式化されていたと考えることができる。

次に、大定和議期の金の「平時」の對南宋國書の實例について述べる。これも周必大「思陵錄」に實例を確認することができ、そこから収集したものを文末に【資料四】として一覽化した。その結果、九通の國書を把握出來た。管見では「思陵錄」以外には大定和議期の「平時」の金の對南宋國書の實例を見出せず、「思陵錄」の史料的價值が浮かび上がる。

この九通の國書を見ると、【資料四】(七)の本文が十句で構成されるのを除き、他の八通はいずれも八句で構成されている。【資料四】(七)では「在叔姪情當如是、於國家禮亦宜之。」の二句が他の句に比して具體的な表現であり、直接にはこの異質な二句分を附加したことが同國書が定式より長くなった理由と考える。ただし、この二句が敢えて附加された理由は現状では不明とせざるを得ない。ただし、數量的にこれを例外として扱うことは許容されると考える。よって、大定和議期の「平時」の金の對南宋國書の本文は、基本的に八句で構成されることが定式化されていたと考えることが出来る。

さて、以上の検討からは單純な事實が明らかとなった。即ち、大定和議期の「平時」の國書では、金の對南宋國書の本文が八句で構成されるのに對し、南宋の對金國書の本文は十句で構成され、後者は前者よりも二句分多くの文字を費やすことが定式化されていたことである。そして南宋側がより多くの文字を費やしたのは、「敵國」になつたとは言え南宋側が金に對して擬制親族關係上劣位にあるために、より敬意を表す必要があつたからと考える。實例に基づく分析が不可能であるためあくまで推測に過ぎないが、これは君臣關係にあつた皇統和議期の「平時」の金・南宋間の外交文書(詔と表)で定式化されていた句數を踏襲した可能性もあるだろう。

推測の當否は措き、從來注目されて來なかつたが、大定和議期の金・南宋間の國書では、本文の句數という書式面においても金と南宋の間では明白な差等が附けられていたことが明らかとなった。そしてこれは、大定和議期の金・南宋關係上の諸要素は、君臣關係が撤廢されたとは言え、國書の書式も含め多くの場合において何らかの形で差等が附けられている可能性が高いことを示唆するものと考えられる。

結びに代えて

それでは最後に、大定和議期における金・南宋關係のあり方に對する理解を補足するため、當時使用された「上國」と

いう語について言及することで結論に代えたい。

まず確認したいのは、皇統和議期に南宋が金を「上國」と稱した事實である。まず一般論としては、皇統和議破綻後の高忠建の使宋にあたり、洪邁は金使への接伴使（≡國境から臨安までの接待役）の對應について建言し、その「改善」すべき点を列挙した中で、「上國」の語を變更すべきだとした。⁽⁶⁷⁾一方具體例としては、皇統和議の際の南宋の誓表に用例がある（『金史』卷七七宗弼傳）ほか、皇統和議期の「使金錄」である宋之才「使金賀生辰還復命表」に金を「上國」と稱する複数の用例が見出せる。⁽⁶⁸⁾

それでは大定和議期はどうか。この点を明確にするため、周必大「奉詔錄」卷五「分付告哀使事目」を示したい。「分付告哀使事目」は、南宋の太上皇帝・高宗の崩御を金に通告する任を負った告哀使に下された指示であり、淳熙十四年（一一八七）一〇月二七日の日附を持つ。内容は、金側が告哀使に對して吉服を身に着けるよう要求した場合の對應が述べられる。以下に「上國」の語が出現する前後のみ現代日本語譯を施して引用する。

もし先方が紹興二九年（一一五九）の顯仁皇太后（南宋・高宗の實母）崩御の際の例を引いて來るようなことがあったならば、以下のように繰り返して告げるように。「以前の顯仁皇后は元々上國から本朝に歸還したものでありますし、……」

萬一何度も先方が舊例に固執したならば、やむを得ないので以下のように告げるように。「道中では吉服に變えるようなことはせず、上國の朝廷に到着した後には吉服に變えて入見いたしましょう。」⁽⁶⁹⁾

この史料は一種の想定問答であり、金との折衝の現場での南宋側のあるべき態度を反映している可能性が高い。そのような史料中で金を「上國」と稱しているのは、大定和議期にも金に對して「上國」という表現が實際に使用されたことを示すと考える。⁽⁷⁰⁾そして詳細は省くが、大定和議期における「上國」の語の使用はこの例が孤立した事例ではない。

以上を要するに、南宋側から見たとき、大定和議において稱臣・表・歲貢など金・南宋間の君臣關係を明示する幾つか

の要素が變更されたが、一方で「上國」のように君臣關係を暗示する要素で變更されなかったものも存在したのである。全體として、南宋側から見れば形式的に君臣關係は撤廢されたと理解が可能であるが、金側から見れば實質的に君臣關係は繼續していると理解することが可能である、それが大定和議であつたと筆者は理解する。ただし、雙方が直接接觸を持つ場合には、優位にある金側の認識に近い状況が現出しやすいだろう。それだけに、もし形式的に君臣關係が撤廢された點にのみ着目するとすれば、それは南宋人の思惑どおりと言わざるを得ない。

それを踏まえて例えば「受書禮」についても考えて見るならば、大定和議期において皇統和議期の「受書禮」が踏襲されたのは、金・南宋間の君臣關係が撤廢されたにも関わらず君臣關係のもとで行われていた儀禮が残存した異質な要素なのではなく、君臣關係を暗示する諸要素が大定和議期にも多く踏襲された中で象徴的存在であつたと理解すべきであると筆者は考える。

そのように皇統和議期の金・南宋關係のあり方の多くが大定和議期に踏襲されたとの視線を外交文書の書式にあらためて向けると、大定和議成立に伴い南宋の對金文書が表から國書へと變更が行われた際、そこで用いられる表現が「奉表」から「致書」に變更されたとするよりも、「奉」という表現を踏襲したまま「奉表」から「奉書」へ變更されたと想定する方が妥當だと筆者は考える。そして、モンゴル時代、更にその後の時代への「致書」「奉書」という表現の展開は、船田二〇〇九・井黒二〇一三・廣瀬二〇一四第二章などが注目する論點である。本稿がそれらの議論にも多少なりとも益するならば幸いである。

註

- (1) ここという東アジアは、假にユーラシア東方・東部ユーラシアなどと呼び代えても特に差し支えない便宜的なものである。
- (2) 代表的なものとして古松二〇〇七を挙げておく。

- (3) ここでは、南宋政治史の文脈で論述されるものは除いて考えている。無論近年の中國大陸では多くの個別論文も存在するが、その整理は喬東山二〇一四に譲る。なお經濟史方面では先驅的研究として加藤一九五二所收の金・南宋間の貿易に關する論考が存在することは特記しておくきたい。
- (4) 本稿では、各和議が成立して破綻するまでの期間を、それぞれ皇統和議期・大定和議期・泰和和議期と稱することとする。
- (5) 本稿では、地の文においては「金皇帝」・「南宋皇帝」と記す。史料的には、前者は「大金皇帝」、後者は「宋帝」・「宋皇帝」・「大宋皇帝」などとして出現する。
- (6) その點、近年周立志が民國『平陽縣志』卷六三文徵内編一から再發見した宋之才「使金賀生辰還復命表」は、皇統和議期に使金した南宋人が残した貴重な史料である。周立志二〇一三参照。當該史料は、現在では『全宋文』第一八二冊にも收録される。
- (7) 實際には、井黒二〇一三は外交文書の授受について議論する關係上、金・南宋間の外交文書の書式や、本稿で扱う時代の金・南宋關係の推移についても多く論述している。そのため、本稿は同論文に裨益されるところが極めて大きい。
- (8) 本稿で言う國書とは、君主間で交わされる文書一般ではなく、同時代の主たる用法から「書」形式のものに限る。即ち、君臣關係を明示しない點で「對等」な書式であり、當時の表現では「敵國」の間で用いられる。その際、冒頭定型句内に「致書」及び「奉書」と記されるものを包括する。ただし、史料に國書と稱される文書が必ず書の形式を持つ譯ではない。他方、本稿で言う外交文書は君主間のものに限定し、國書のほかに詔や表も含む。
- (9) 正確に言えば、大定和議期の國書の書式に關聯する史料への言及自體はこれまでも存在したが、廣瀨の研究は書儀の専門家が幅廣く外交文書を検討する中で大定和議期の國書の位置づけを行った點で従來と異なるレベルにあり、本稿で特に重視するものである。
- (10) 自通好後、金使每人見、捧書升殿跪進、上起立受書、以授内侍、金使道其主語問上起居、上復問其主、畢乃坐。『建炎以來繫年要錄』卷一五〇紹興一三年（一一四三）二月己酉
- なお、以下本稿における史部書の史料引用は、標點本が存在する場合はそれに依據する。
- (11) 實際には廣瀨はその他の史料も用いており、それはあらためて第二章で確認する。
- (12) 南宋の對金國書で金皇帝に對して尊號が記された想定する以上、金側の立場をより直接反映すべき金の對南宋國書においても實際は金皇帝について尊號が記された想定すべきだろう。廣瀨も明言はしないが同様の解釋を有するものかもしれない。
- (13) 以下、周必大『文忠集』（本稿では宋代の文集は簡名で稱す）の引用は『文忠集』の卷數は記さない。なお本稿での宋代文集史料の引用は『全宋文』に依據する。ただし、

- 後述のように引用回数が多い『文忠集』に關しては『全宋文』の頁數を記すとともに句讀を一部改めたほか、宋集珍本叢刊所收の寫本・刊本及び文淵閣四庫全書本に照らして最低限の文字の修正を加えた。その際、() (削除)・「」(挿入)の記號で修正を明示した。無論『全宋文』が各文集の現状最良の版本とは必ずしも言えないが、一定の校訂を加えていること及び閲覽の便に鑑みかかる判断を下した。少なくとも、本稿の論旨に差し支へは生じないと考える。なお、『文忠集』は靜嘉堂に宋刊殘本が存在することと有名だが、『靜嘉堂祕籍志』卷一一の記述に據る限り、本稿で引用する部分に關しては殘存していないと理解する。同文庫所藏寫本については、本稿では意外においた。
- (14) 後段で引用するが、同じく「孝宗皇帝撰國書御筆跋」所收の南宋の對金國書案も末尾は「不宜」で結ばれる。
- (15) 以上の経緯に對する理解は、寺地一九八八終章に依據するところが多い。
- (16) 以下の史料が比較的まとまっている。南宋皇帝が諱を記すことはここでは明言されないが、「書に君臣の禮を用いる」に含まれると考えてよいだろう。
- 先是、國書「大宋」去「大」字、「皇帝」去「皇」字、書用君臣之禮、有再拜等語。(『續宋中興編年資治通鑑』卷八乾道元年(一一六五)四月條)
- (17) この時に副使であつた張景仁は『金史』卷八四に傳が存する。
- (18) 國書略曰、「十二月日、大金皇帝致書於宋帝。粵自皇統
- 以來、修好不絶。不意正隆之末、師出無名。」且有「歸兩淮、敦舊好」之語。(紹興三二年(一一六二)三月壬子條、『全宋文』第三二册二九六頁)
- 「親征録」は紹興三一年(一一六一)から翌三二年(一一六二)にかけての日記體史料であり、その「親征」は金・海陵王の南宋侵攻を受けての南宋・高宗の親征を指す。
- (19) 金國大都督府牒、「國朝太宗皇帝創業開基有天下、迄今四十餘年、其間講信修睦、兵革寢息、百姓安業。不意正隆失德、師出無名、使兩國生靈皆被塗炭。今奉新天子命詔、已從廢殞、大臣將帥方議班師赴國、各宜戢兵、以敦舊好。須議移牒、牒具如前。牒宋國三省・樞密院照驗。大定元年十一月三十日。」(周必大「親征録」紹興三一年(一一六一)二月壬寅條、『全宋文』第三二册二九三頁)
- なお、『建炎以來繫年要録』卷一九五紹興三一年(一一六一)一二月己亥は署名部分を含めてこれをより詳細に載せるほか、「回牒」も掲載する。
- (20) その他の特徴として、金皇帝の尊號が記されていないことや、擬制親族關係が記されないことも指摘できる。前者については、金側が作成した國書には金皇帝の尊號が記されていたと考える方が自然であろうから、「親征録」執筆の際などにおいて省略されたと考える。後者は、單にこの段階で擬制親族關係が設定されていないことを反映したものであろう。
- (21) 先是、北使高忠建等將入境、責臣禮及新復諸郡、接待使洪邁移書曰、「自古以來、隣邦往來、竝用敵禮。……但一

切之禮、難以復仍舊貫、當至臨淮上謁、更俟惠顧、曲折面聞。」近例、迓使相見于淮河中流、及是、見于虹縣之北虞姬墓、始抗禮。〔建炎以來繫年要錄〕卷一九八紹興三二年（一一六二）閏二月癸巳條

(22) これ以降も含め金側が南宋に對して君臣關係を要求しない「讓歩」の姿勢を示せた背景として、その責を全て海陵王に負わせられるという金國內の政治狀況も指摘しておきたい。

(23) この使宋における授書に際しての金・南宋間のトラブルについては、井黒二〇一三が既に「建炎以來繫年要錄」に依據して周到に分析を加えている。

(24) 既而使者捧國書上殿、知閣門事趙述以祖宗舊例跪受之、使者守近例不與述老矣、相持移時、仆於地。上目二相、陳康伯進曰、「臣等位宰相、不當受其書、請用他日行禮。」又呼館伴責曰、「前日已議定用在京禮例、今乃紊煩聖聽、何也。」徐嘉懼不能對。時北使方秉笏實書兩臂間、嘉從旁掣以進。（周必大「親征錄」紹興三二年（一一六二）三月壬子、〔全宋文〕第二三二冊二九六頁）

先是、閣門定受書之禮、略如京都故事。詔館伴使徐嘉等以所定示之、忠建固執、上特許殿上進書。及陞階、猶執舊禮、尚書左僕射陳康伯以誼折之、忠建語塞、乃請宰相受書。康伯奏曰、「臣以宰相、難以下行閣門之職。」忠建奉書、跪不肯起、廷臣相顧怡愕。康伯呼嘉至榻前、厲聲曰、「館伴在館、所議何事。」嘉徑前掣其書以進、虜氣沮、上嘉歎之。〔建炎以來繫年要錄〕卷一九八紹興三二年（一一六二）三

月壬子、原注は省略。）

(25) 淮甸侵疆、幸先期而克復、祖宗故地、方遣使以請求。〔全宋文〕第二三二冊二九六頁

(26) 三十二年、始遣高忠建來告登位、議授書禮、康伯以誼折之、於是報書始用敵國禮。

ただし、以降も含め「啓」が用いられた可能性も排除はできない。

(27) この使金に關する專論として沈如泉二〇〇六を挙げておく。ただし、同論文が多く依據する『中興禦侮錄』は史料の價値に疑問もあり、直ちには依據出来ないと考ええる。

(28) 國書曰、「審膺駿命、光宅丕圖、德合天人、慶均遐邇。比因還使、常露惘悵。粵從海上之盟、獲講隣封之信。中更多故、頗紊始圖。事有權宜、姑爲父兄而貶損、覺無端隙、靡逃天地之鑑臨。既邊境之一開、致誓言之遂絕。敢期後聘、一許締新歡。載惟陵寢之山川、寢隔春秋之祭祀。志豈忘於續舊、孝實切於奉先。願書舊疆、寵還敵國、結兄弟無窮之好、垂子孫可久之謀、庶令南北之民、永息干戈之苦。儻垂睿照、曲徇懇祈、願矜佳音、別修要約、履茲夏序、善保聖躬。」

(29) ここで謂う「畫舊疆」とは、文脈から、金が傀儡國家である劉豫の齊を廢止してその舊領を南宋に引き渡す内容であった一一三八年の天眷和議における國境線を指すと考える。

(30) 初、邁之接伴也、既持舊禮折伏金使、至是、慨然請行。於是假翰林學士、充賀登位使、欲令金稱兄弟敵國而歸河南地。夏四月戊子、邁辭行、書用敵國禮、：

(31) 初、景盧在境上與接伴約用敵國禮、接伴許諾、故沿路表章皆用在京舊式。纔入燕京、盡却回使、邀景盧依近例易之、景盧不可、於是扃驛門、絕供饋。而館伴者云、嘗從景盧父尙書公學、陽吐情實、言勿固執、恐無好事、須通一線路乃佳。景盧等懼留、易表章授之。既入見、使副例不跪、至是皆跪。虜主傳令云、「國書不如式、不當受、可付有司。」其詭詐虛喝類此。(周必大「龍飛錄」紹興三二年(一一六二)七月甲子、『全宋文』第二三一册三〇六(三〇七頁))

なお、引用史料中の「景盧」は洪邁の字である。

(32) 報書有曰、「名分既一言而定、貢輸亦兩紀于茲。」又曰、「蔑夫致慶之詞、要以難行之事、實爲大鑑、再作禍端。」

(『大金國志』卷一六世宗紀上太定二年(一一六二)二月)

(33) 洪景盧・張才甫入(燕)「門」、國書略曰、「使介來庭、緘題越式。固違群議、特往報書。」又曰、「宣、靖既遷、楚・齊繼及。」敘海道定君臣之事。又曰、「海陵失德、江介興師、過乃止於一身、盟固難於屢變。」(原注・亮既死、追封岐國王、後改諡海陵煬王。)又曰、「尺書侮慢、既匪藩臣、寸地侵陵、又違誓表。」又曰、「殊無致賀之詞、繼有難從之請。」又有若使干戈不息、賦斂繁興、墜民塗炭、咎將誰執之意、而末句云、「尙敦舊好、勿徇群言。」(周必大「龍飛錄」紹興三二年(一一六二)七月甲子、『全宋文』第二三一册三〇六頁)

「龍飛錄」は紹興三二年(一一六二)から隆興元年(一一六三)にかけての日記體史料であり、「龍飛」は南宋・孝宗の即位を指す。なお沈如泉二〇〇六も「龍飛錄」の當

該部分を使用している。

(34) 周必大「周文忠公奏議」卷一「同翰苑給舍議北事狀」。「論北事劄子」(『全宋文』第二二七册四四六(四四九頁))は對金關係を論じており、前者に紹興三二年(一一六二)九月七日附聖旨が引用されることから大よそこの前後に草されたものである(後者は原注によれば實際には用いられなかった)。そのスタンスは、金は強硬な態度をとっているが、實際には和平を望んでいるとの認識である。

而虜意亦未嘗不欲和也。……然又懼我測其實而有輕彼之心也、故倡爲大言、邀索舊禮。(同翰苑給舍議北事狀)

(35) 是時劉珙使虜、不至而復。先是、洪邁・張掄使回、見張浚、具言虜不禮我使狀、且令稱陪臣。浚謂不當復遣使、而史浩議遣使報虜以登寶位、竟遣珙至境、虜責舊禮、不納而還。(『建炎以來繫年要錄』卷二〇〇紹興三二年(一一六二)七月癸亥條)

劉珙は『宋史』卷三八六に傳あり。

(36) いずれも『金史』卷八七に傳があり、金皇室と姻戚關係にある女眞の名族に出自する。

(37) この間の状況の推移は、寺地一九八八終章のほか、趙永春二〇〇五第五章及び李輝二〇一四附録參照。兩者の間では「牒」の使用が基本であったと考えられるが、以下のようなそれとは異なる文書も用いられた。なおこの史料の存在は、李輝二〇一四第二章に指摘がある。

張魏公繳進北界副元帥紇石烈志寧回書來上。其式云

- 「志寧白宣撫執事」、書詞大略謂、「向者新主初立、即捨淮南地、先遣信使、而宋國襲我歸師、稍侵吾疆。今得來書、以天時人事逆順爲言、固爭舊禮、不讓他事。且陝西所失地近已克復、將士或執或死、其數甚多。此由宋國貪土地之故、不順天意、不惜人命、以致此也。志寧材雖不武、被命分閫、師之進止得以專之。倘能先歸侵地以示誠款、則復往之禮乃可徐議。今則按兵不動以俟來音。宜深思熟慮、毋貽後悔」(周必大「龍飛錄」隆興元年(一一六三)三月壬辰、『全宋文』第二三二册三一二頁)
- (38) これは、盧仲賢が派遣されたとする南宋側の諸史料と『金史』卷八七僕散忠義傳の以下の記述を併せ考えたものである。
- (大定)三年、……宋同知樞密院事洪遵・計議官盧仲賢、遣使二輩持與志寧書及手狀、歸海・泗・唐・鄧州所侵地、約爲叔姪國。
- (39) 使左副元帥志寧移牒宋樞密使張浚、其略曰、「可還所侵本朝內地、各守自來畫定疆界、凡事一依舊統以來舊約、帥府亦當解嚴。如必欲抗衡、請會兵相見。」宋宣撫使張浚復書志寧曰、「疆場之二彼一此、兵家之或勝或負、何常之有、當置勿道。謹遣官僚、敬造麾下議之。」(『金史』卷八七僕散忠義傳)
- (40) 海・泗・唐・鄧等州、乃正隆渝盟之後、本朝未遣使之前得之。至於歲幣、固非所較。第兩淮凋瘵之餘、恐未能如數。(『續宋中興編年資治通鑑』卷八隆興元年(一一六三)八月)
- (41) 仲賢至宿州、虜懼之以威、乃言歸當稟命許四郡、遂以虜使畫定四事。一、叔姪通書之式。二、唐・鄧・海・泗之地。三、歲幣銀絹之數。四、叛臣俘虜之人。(『續宋中興編年資治通鑑』卷八隆興元年(一一六三)九月條)
- (42) 『續宋中興編年資治通鑑』卷八隆興二年(一一六四)八月條など。
- (43) 歲幣の項目について盧仲賢が行った合意は詳らかでないが、その後の交渉は、南宋が歲幣の半減を主張したのに對して金が銀絹各二十萬への減額を主張し(『續宋中興編年資治通鑑』卷八隆興二年(一一六四)八月條)、結果として金の主張で安結した。
- (44) それぞれ、『宋史』卷三八二・卷三八六に傳あり。
- (45) 黃中・金安節同議、以爲如世稱姪・國號不加「大」字及用「再拜」二字、未得穩當、四州不可與、寧少增歲幣。(『續宋中興編年資治通鑑』卷八隆興元年(一一六三)一月條)
- (46) 錢用材・馬駉同議、以爲我當稱「大宋謹白」、如與大遼之禮。(『續宋中興編年資治通鑑』卷八隆興元年(一一六三)一月條)
- (47) 隆興二年八月日、……側聞虜人嬖書、欲書御名、欲去國號「大」字、欲用「再拜」。議者以爲繁文小節、不必計較。臣竊以爲議者可斬也。(『澹菴文集』卷二「上孝宗封事」)
- 胡銓は『宋史』卷三七四に傳あり。なお、『澹菴文集』卷二「上孝宗論撰賀金國啓」にも内容が重なる箇所が存在

する。

(48) 聶崇岐一九八〇参照。

(49) 宋使胡昉以右僕射湯思退書來、宋稱姪國、不肯加世字。
〔金史〕卷八七僕散忠義傳)

大定二年、僕散忠義伐宋、景仁掌其文辭。宋人議和、朝廷已改奉表爲國書、稱臣爲姪、但不肯世稱姪國。往復凡七書、然後定、其書皆景仁爲之。〔金史〕卷八四張景仁傳)

(50) 胡銓轉對、爲上言曰、「虜不可和、臣恐再拜不已、必至稱臣。……」〔續宋中興編年資治通鑑〕卷八隆興二年(一一六四)九月)

(51) 『宋大詔令集』卷二二八から卷二二三所收の對契丹國書に多くの實例が確認可能である。

(52) 姪宋皇帝脊、謹再拜致書于叔大金聖明仁孝皇帝闕下。
〔金史〕卷八七僕散忠義傳)

姪宋皇帝謹再拜、致書于叔大金應天興祚欽文廣武仁德聖孝皇帝闕下。〔金史〕卷八九梁肅傳)

前者は、大定和議締結時に魏杞が持参した國書の書式について述べたもの。後者は、大定和議締結後に南宋が「受書禮」の廢止を求める中で、大定一四年(一一七四)に「受書禮」による國書の受領を回避するために金使から宿舎で國書を受領したのに對し、金が詰問の使節を派遣し、その際南宋から金使に附された謝罪の國書の一部。井黒二〇一三の指摘のように、後者の國書の冒頭定型句では實際には南宋・孝宗の諱も記されたと考える。

(53) 宋通問使魏杞等以國書來。書不稱大、稱姪宋皇帝、稱名、

再拜奉書于叔大金皇帝。

更に『通鑑續編』卷一八隆興二年(一一六四)八月「魏杞爲金國通問使、次于盱眙」でも、魏杞が持参した對金國書の冒頭を「姪宋皇帝某再拜奉書于叔大金皇帝」として、『金史』本紀と同様の内容を記す。これは直接的には『通鑑續編』が『金史』本紀を参照したに過ぎないが、『通鑑續編』が當該條で参照すべき對象として『金史』本紀を選じたこと自體に、筆者は一定の意義を見出すものである。なお『通鑑續編』は、京都大學人文科學研究所所藏國立中央圖書館(現國家圖書館)藏元刊本景照本を利用した。

(54) 吳曉萍二〇〇六第五章ですでにその存在が指摘されている。

(55) この點については、『資料二』(一一六)でも確認可能である。

(56) 九月日、叔大金皇帝致書於姪宋皇帝。和約再成、界河山而如舊。緘音遽至、指掌浴以爲言。按糞時無用之文、瀆今日既盟之好。既云廢祀、欲伸追遠之懷。止可奉遷、即候刻期之報。至若未歸之旅櫬、亦當竝發於行塗。抑聞附請之辭、欲變受書之禮。出於率易、要以必從、於尊卑之分何如、顧信誓之堅安在。事當審慮、邦可孚休。方屆霜嚴、善綏福履。今因資政殿大學士范成大等同、專附書奉答。不宣。(周必大「孝宗皇帝撰國書御筆跋」)

其辭云、「得旨宣諭使人、主上尙留德壽宮喪次、難行賀禮、使人且歸。(原注・此四字上親筆)所有見辭并回程沿路等例物并合給賜、來日進發。」上又批云、「并附奏叔大金

皇帝、將來正旦、緣在服制、不敢講禮、望免遣使人。」(周必大「思陵錄」卷上淳熙二四年(一一八七)一〇月乙酉、『全宋文』第二三二冊七九頁)

前者は、乾道六年(一一七〇)に范成大が「受書禮」の廢止を求めするために派遣された際に金側から附された國書。後者は正確には國書中の用例ではなく、南宋で太上皇帝・高宗が崩御した際に孝宗の生辰祝賀にきた金使への對應を指示した批の中で、金使が歸國した際に南宋が金に賀正使節を派遣しないことを認めてほしい旨を金皇帝に對して伝えるように依頼する文脈での用例。周必大「奉詔錄」卷五「發回虜使牒本竝咨目奏劄」(淳熙二四年(一一八七)一〇月二六日附、『全宋文』第二二八冊二〇九頁)にも近似の用例あり。

(57) 至燕、見金主褒、具言、「天子神聖、才傑奮起、人人有敵愾意、北朝用兵能保必勝乎。和則兩國享其福、戰則將士蒙其利、昔人論之甚悉。」金君臣環聽拱揖。館伴張恭恭以國書稱「大宋」魯去「大」字、杞拒之、卒正敵國禮、損歲幣五萬、不發歸正人北還。上慰藉甚渥。

『通鑑續編』卷一八乾道元年(一一六五)三月「魏杞還自金、始正敵國禮」でもこれを踏襲している。

なお魏杞に關しては、陳樂素二〇一二が指摘するようにその行狀や神道碑も知られるが(筆者は魏頌唐輯『增訂丞相魏文節公事略』杭州古舊書店、一九八二で閲覽)、筆者はその史料價值に確信をもてないため本稿では使用しない。

(58) 『金史』卷八七僕散忠義傳には南宋に國書の副本も提出

させたことが述べられる。

和議始定。宋遣試禮部尚書魏杞、崇信軍・承宣使康濟、充通問國信使、取到宋主國書式、并國書副本、……

その他『宋史』卷三八五魏杞傳にも、これ以前の段階ではあるが、僕散忠義が南宋の對金國書が所定の書式どおりか確認するために事前に現物の閲覽を要求した旨が述べられる。

金所遣大將僕散忠義・紇石烈志寧等方擁兵闡淮、遣權泗州趙房長問所以來意、求觀國書、杞曰、「書御封也、見主當廷授。」房長馳白僕散忠義、疑國書不如式、……

(59) そもそも皇帝の諱を直筆することは不可能だが、例えば「御名」などの形で諱が記されたことを示すことは可能である。

(60) 比致祈懇、旋勤誨緘。欲重遣於輶車、恐復煩於舍館。惟列聖久安之陵寢、既難一旦而輒遷、則靖康未返之衣冠、詎敢先期而獨請。載披諄諭之旨、詳及受書之儀。蓋今叔姪之情親、與昔尊卑之體異、敢因慶禮、薦布忱詞、尚冀允從、式符企望。今賀生辰國信使副翰林學士趙雄・泉州觀察使趙伯驥行、謹再拜奉書、不宣。

これは、南宋が范成대를派遣して「受書禮」廢止を金に求め拒絶されたのを受け、翌乾道七年(一一七一)に趙雄・趙伯驥を生辰使として派遣する際、更に「受書禮」の廢止を要請させるために周必大に起草させた國書の案である。周必大「平園續稿」卷三〇所收「和州防禦使贈少師趙公伯驥神道碑」(『全宋文』第二三三冊四四四―四八頁)は開

聯史料であり、井黒二〇一三が既に言及している。

- (61) 例えば、「奉書陳謝。不宣。謹白」などの形をとる。
『宋大詔令集』卷二二八から二三二に収録される對契丹國書に多くの實例が確認可能である。

- (62) 樓鑰『攻媿集』所收對金國書も、吳曉萍二〇〇六第五章でその存在が指摘されている。

- (63) 後出の【資料三】・【資料四】も含め、本来は一々その國書の内容や用いられた状況について説明すべきだが、紙幅の都合で割愛する。

- (64) 南宋の太上皇帝・高宗崩御前後の淳熙一四年（一一八七）から同一六年（一一八九）にかけての時期について記した日記體史料であり、對金關係の記述も豊富なことで知られる。平田二〇一二第四章第三章（初出二〇〇四）参照。

- (65) 正確には、「思陵錄」所收の對金國書及び後出の金の對南宋國書には、南宋の太上皇帝・高宗の崩御に伴うという點で特殊なものも多く含まれる。だが、それらの國書の内容・形式も儀禮的なものであり、ここで「平時」の國書同様に扱って問題ないと考ええる。

- (66) ここでいう「本文」とは、四六文で記された部分を指す。かりに契丹・北宋間の國書を例にとると、中西二〇〇五でも引用する下引『石林燕語』卷一「大遼國信書式」における「入辭」に相當する（引用は唐宋史料筆記叢刊本に據る）。

前稱月日、大宋皇帝謹致書於大遼國徽號皇帝闕下、入辭、次具使副全銜、稱今差某官充某事國信使副、有少例物、具

諸別幅、奉書陳賀、不宣、謹白。其辭不過率八句。

- (67) 一、舊與北使語、稱上國・下國、今稱貴朝・本朝。（建炎以來繫年要錄）卷一九八紹興三二年（一一六二）三月壬寅）

- (68) 臣問曰、「上國官制莫多用唐朝否。」…臣答云、「荷上國待遇之厚。」

- 引用中の「臣」は撰者の宋之才であり、即ち引用は南宋の使臣の金側に對する發言である。

- (69) 或恐彼界引紹興二十九年例、即須再三說諭、以「向來顯仁皇后元自上國還本朝、兼當時國書等（體）」「禮」數竝各不同、所以稱哀謝使、蓋不止告哀、兼是致謝。今來專以告哀爲名、兼主上見服三年之喪、所遣使人、豈敢便從吉制、須是顏色慘戚。」語言諄切、務必聽從。萬一堅執舊例再三、不得已即諭、以「沿路未敢「改」易、候至上國闕庭、當隨宜入見。」（『全宋文』第二二九冊一六四一—一六五頁）

- (70) 「奉詔錄」の地の文では、通常金を「北界」と稱している。

- (71) 李輝二〇一四第二章が述べるように、大定和議成立を機に南宋の接伴・館伴（臨安での金使接待役）の金使に對する對應が對等な方向に變化した部分があるのも事實である。

- (72) 先引の『金史』卷八四張景仁傳のように、一般に大定和議では南宋の對金外交文書の書式は「奉表」から「國書」へと變更されたとされる。ここから皇統和議期の外交文書の本文内に「奉表」の表現が存在したと斷言はできないが、蓋然性は高いと考える。なお南宋皇帝が「奉表」の表現が

存在する表を對外的に使用した例としては、『宋史』卷四
七瀛國公本紀德祐二年（二二七六）正月甲申條所載の對元
降表の存在を參考のために指摘しておく。

參考文獻

和文

井黒忍 二〇一三 「受書禮に見る十二〜十三世紀ユーラシア東方の國際秩序」(平田茂樹・遠藤隆俊編『外交史料から十〜十四世紀を

探る』汲古書院)

加藤繁 一九五二 『支那經濟史考證』財團法人東洋文庫

寺地遵 一九八八 『南宋初期政治史研究』溪水社

外山軍治 一九六四 『金朝史研究』同朋舎

中西朝美 二〇〇五 「五代北宋における國書の形式について——「致書」文書の使用狀況を中心に——」(九州大學東洋史論集』三

三)

平田茂樹 二〇二二 『宋代政治構造研究』汲古書院

廣瀨憲雄 二〇一三 「宋代東アジア地域の國際關係概観——唐代・日本の外交文書研究の成果から——」(平田茂樹・遠藤隆俊編

『外交史料から十〜十四世紀を探る』汲古書院)

廣瀨憲雄 二〇一四 『古代日本外交史——東部ユーラシアの視點から讀み直す——』講談社

船田善之 二〇〇九 「日本宛外交文書からみた大モンゴル國の文書形式の展開——冒頭定型句の過渡的表現を中心に——」(『史淵』

一四六)

古松崇志 二〇〇七 「契丹・宋間の澶淵體制における國境」(『史林』九〇—)

毛利英介 二〇〇四 「一〇七四から七六年におけるキタイ(遼)・宋間の地界交渉發生の原因について——特にキタイ側の視點から

——」(『東洋史研究』六二—四)

中文

陳樂素 二〇一二 「讀《宋史·魏杞傳》」(『陳樂素史學文存』廣東人民出版社、初出一九四八)

李輝 二〇一四 『宋金交聘制度研究(1127-1234)』上海古籍出版社

- 冒志祥 二〇一二 『宋朝的對外交應格局 論宋朝外交文書形態』 廣陵書社
- 聶崇岐 一九八〇 『宋遼交聘考』 (『宋史叢考』 中華書局, 初出一九四〇)
- 喬東山 二〇一四 『二十世紀八十年代以來中國大陸宋金關係史研究回顧與反思』 (『中國史研究』 九〇)
- 沈如泉 二〇〇六 『宋人洪邁使金事跡考論』 (『史學月刊』 二〇〇六年第七期)
- 吳曉萍 二〇〇六 『宋代外交制度研究』 安徽人民出版社
- 趙永春 二〇〇五 『金宋關係史』 人民出版社
- 周立志 二〇一三 『宋金交聘的新文獻《使金復命表》研究』 (『北方文物』 二〇一三年第一期)

【資料二】周必大「玉堂類稿」卷二六所收對金國書(第二二七册一四一—一四九頁)

- (一) 答金國賀會慶節國書(原注:使邢子(錫)「敬」·副張謹言。) 乾道六年十月
遠馳使傳、申講邦儀。記載育之初辰、特達嘉貺。堅無窮之永好、敷惠群生。式循厚意之臨、奚諭感悚之切。氣鍾寒律、福介時和。
- (二) 遣使賀來年正旦國書(原注:使呂正己·副辛堅之。) 乾道六年十一月
贊陽布德、天回萬宇之春。講信親仁、□結兩朝之好。旅陳禮幣、臨遣使車。既因物以見誠、亦順時而善頌。冀綏純嘏、永底太和。
- (三) 答賀正旦國書(原注:使蒲察愿·副韓綱。) 乾道七年正月
斗柄東回、誕布始和之令。星軺北至、載通修睦之權。書語溫然、幣儀腆甚。方益隆於世好、知丕擁於春祺。欣感交懷、喻言靡究。
- (四) 遣使賀生辰國書(原注:使趙雄·副趙伯驥。) 乾道七年正月
景椒三春、適屆誕彌之節。壽先五福、敢申善頌之誠。預遣使輶、遠持慶幣。用祝後天之算、冀延下世之期。共庇黎元、永堅盟好。
- (五) 答賀會慶節國書(原注:使烏林答天錫·副李文蔚。) 乾道七年十月
三冬紀孟、適臨載誕之期。兩國交權、方重益親之義。遠勤信使、寵畀慶儀。味詞意之加隆、激感悚而彌厚。寒威協序、吉履增休。
- (六) 遣使賀生辰國書(原注:使翟綬·副祖士榮。) 乾道八年正月
履初吉於季春、素傳令節。開殊祥於甲觀、茲紀誕辰。方交阜於群生、宜丕延於多祉。肅馳使傳、虔致壽儀。惟頌詠之彌勤、匪喻言之可究。

(七) 答賀會慶節國書(原注:使完顏禧·副盧璣。) 淳熙二年十月

陽月應期、記菲涼之載育。親仁脩睦、勤使介以俱來。肆形盟好之言、備致壽祺之祝。情詞兩至、儀物兼豐。在感憶以增深、豈緘書之能究。

- (八) 遣使賀來年正旦國書（原注：使謝廓然·副黃夷行。）淳熙二年十一月
乾坤交泰，熙和氣於春臺。南北通歡，躋庶民於壽域。遠馳信使，虔致慶儀。冀臻視履之祥，庸對發生之序。頌言斯至，敷述奚殫。
- (九) 答賀正旦國書（原注：使完顏治·副高運國。）淳熙三年正月
歲序載新，允協夏時之正。民生交阜，共欣春物之榮。已遠致於慶儀，乃專勤於華使。披緘書之甚厚，閱禮幣之維豐。感篆彌深，願言曷究。
- (一〇) 遣使賀來年正旦國書（原注：使閻[昌] [蒼]舒·副使李可久。）淳熙三年十一月
行夏之時，方肇新於歲律。受天之祐，宜丕集於春祺。飭遣使人，肅將禮幣。庸展泰亨之慶，益堅隲好之修。頌詠居多，諭言曷究。
- (一一) 答賀正旦國書 [淳熙四年正月]
正月日，大宋皇帝謹奉書於大金應天興祚欽文廣武仁德聖孝皇帝闕下。新元肇紀，慶萬物之發生。舊好益堅，嘉羣黎之康阜。遠勞信使，寵貺華緘。既備及於春祺，復旅陳於禮幣。欽劬勤渠之意，良深感憚之情。今正旦使副回，謹專奉書陳謝。不宜。
- (一二) 答賀會慶節國書（原注：使完顏忠、副曹士元。）淳熙四年十月
時屬上冬，日臨載育。勤使華於萬里，締盟好於億年。既以緘書，申之篚幣。惟慶儀之甚腆，知眷意之加隆。其在感悚，曷勝敷敘。
- (一三) 遣使賀來年正旦國書 淳熙四年十一月
十一月日，大宋皇帝謹奉書於大金應天興祚欽文廣武仁德聖孝皇帝闕下。樂歲載新，慶三陽之交泰。歡盟彌固，與萬物以皆春。飭遣輅車，肅持菲幣。冀緝熙於繁祉，共康乂於黎元。頌詠良深，敷陳罔既。今差翰林學士·朝請大夫·知制誥·兼侍讀·普寧郡開國侯·食邑一千戶·食實封一百戶·賜紫金魚袋錢良臣、嚴州觀察使·知閩門事·兼客省四方館事·永豐縣開國伯·食邑七百戶延璽充賀正旦國信使·副、有少禮物、具諸別幅、謹專奉書。不宜。
- (一四) 答賀正旦國書 淳熙五年正月
二儀交泰，曆頒歲序之元。萬彙向榮，人逐春臺之樂。遠紆使傳，申締歡盟。昭厚意於緘書，粲多儀於信幣。其為感憚，未易敷陳。
- (一五) 遣使賀生辰國書 淳熙五年正月
某月日，大宋皇帝謹奉書於大金尊號皇帝闕下。月紀季春，屬光風之轉蕙。日臨初吉，應飛電之繞樞。祇遣使旌，具陳慶幣。永冀萬年之算，常通兩國之歡。頌詠惟勤，指陳莫喻。今差朝散大夫·試禮部尚書·信安郡開國侯·食邑一千戶·食實封一百戶·賜紫金魚袋趙思、某州觀察使·知閩門事·兼客省四方館事·某縣開國伯·食邑七百戶鄭槐充賀生辰國信使·副、有少禮物、具諸別幅、謹專奉書。不宜。
- (一六) 遣使賀生辰國書 淳熙六年正月

春華正茂、暢和氣於芳辰。誕序載臨、對休符於令旦。肅馳使傳、備展慶儀。冀萬壽之不延、底群生於交阜。茲爲頌詠、豈易敷陳。今差龍圖閣學士・朝散大夫・提舉佑神觀兼侍講・清化郡開國侯・食邑一千戶・食實封一百戶・賜紫金魚袋錢冲之、潭州觀察使・知閣門事・兼客省四方館事、秦寧縣開國伯・食邑七百戶劉咨充賀生辰國信使・副、有少禮物、具諸別幅、謹專奉書。不宣。

【資料二】樓鑰『攻媿集』卷四七所收對金國書

(一) 回弔祭國書

皇祖上仙、嘗馳赴問。冲人嗣位、方服通喪。荷信使之遠來、辱弔儀之加厚。益堅盟好、彌切感懷。哀疚既深、敷陳難究。

(二) 回賀登寶位國書

祇奉慈謨、勉承不祚。比飭行人之告、茲勤信使之來。儀物有加、書函尤備。既荷禮文之厚、益欣盟好之堅。爰謹報章、用陳謝悃。

(三) 報謝登寶位國書

祖武是繩、孝思方切。勤使華之遠暨、知盟好之彌隆。品物具陳、情文俱稱。比已騰于報牘、爰再飭夫行人。仍致彝儀、用將謝悃。

(四) 報謝賀慶元元年正旦國書

三陽攸慶、方夙戒于行人。萬里交歡、復遠勤夫信使。惠以函書之厚、加之篚幣之豐。爰飭報章、備宣謝臆。惟益堅夫世好、冀均介

于春祺。

(五) 賀生辰國書

使介載馳、伸講誕辰之慶。郵音垂諭、少遲良月之期。虔致函書、遠將篚幣、用祝無疆之算。益堅有水之盟。施及黎元、同躋仁壽。

【資料三】周必大「思陵錄」所收南宋對金國書（國書のタイトルは（一）を除き筆者が附したも）

(一) 告哀使國書

疊積非躬、上千威譴。禍貽昭考、奄被凶留、愴巨痛以難勝、捨大邦而莫訴。亟馳信駟、祇達哀函。惟素篤於修和、必深蒙於軫悼。

今差敷文閣學士韋璞・鄂州觀察「使」姜特立充告哀使・副、有少禮物、具諸別幅。（淳熙一四年一〇月辛卯條、『全宋文』第二三二二冊八一頁）

(二) 賀生辰國書

候協龍祥、適際五剛之旦。節編鳳紀、載禔萬壽之期。惟至德之誕昭、宜休符之滋介。顛馳信使、肅奉慶函。庸申飭於幣儀、益導迎

於嘉祉。（淳熙一五年正月癸卯條、同一〇三頁）

(三) 回弔祭國書

慈庭棄養、已馳訴於哀摧。使駟將誠、乃併貽於奠問。具承書惠、愴閱物儀。沐軫念之惟勤、知締盟之彌永。茲深感慟、莫罄敘言。
 (淳熙二五年二月癸巳條、同一一七頁)

(四) 報謝國書

比沐慈仁、遠馳華使。愍念凶哀之故、特行祭唁之儀。雖已飭於報函、顧未殫於感緒。亟顯謝禮、洵達英聰。不腆幣將、併申牘布。
 (淳熙二五年三月己酉條、同一二二一、二二三頁)

(五) 回賀生辰國書

誕期甫屆、惟深罔極之思。信駟遠臨、特厚永堅之好。函書載啓、儀幣是將。沐勤意以交孚、飭報章而祇達。曾因述敘、彌見感戴。
 (淳熙二五年一月庚寅條、同一四六頁)

(六) 回賀正旦國書

人正肇啓、感歲序之載更。使傳來臨、識信盟之益固。祇承書惠、兼致幣將。佩禮意以惟深、飾謝緘而敢後。惴惴是達、銘篆奚勝。
 (淳熙二六年正月丁酉條、同一五〇頁)

(七) 賀生辰國書

季春應律、方茂暢於陽和。彌月標祥、式誕膺於福祉。肅馳信駟、祇飭慶緘。備陳不腆之儀、申締無窮之好。永綏壽履、垂副頌言。
 (淳熙二六年正月戊戌條、同一五〇、一五一頁)

【資料四】周必大「思陵錄」所收金對南宋國書(國書のタイトルは筆者が附したもの)

(一) 賀正旦國書

四序更端、三陽交泰。爰屬布和之始、緬維介祉之多。乃遣使輶、往持慶幣。益彰舊好、采切馳懷。(淳熙二四年二月癸巳條、『全宋文』第三三二册九九一—一〇〇頁)

(二) 回告哀國書

遠馳信傳、遽及訃音。審色養之永違、諒孝思之罔極。方敦親好、深用惻傷。尙勉節於哀情、庸善綏於沖履。(淳熙二五年正月乙丑條、同一一〇頁)

(三) 回賀正旦國書

文杓叶運、肇開歲律之祥。信使來同、敦講世和之好。婉書辭而申祝、粲幣物以陳儀。併載腆勤、惟深欣懌。(淳熙二五年二月丁丑條、

同一三頁)

(四) 弔祭國書

頃達訃音、遽聞大故。念久敦於世好、殊深軫於中懷。載飭信輶、往伸慰問。尙順禮經之節、用綏孝履之和。(淳熙二五年二月丁亥條、同一六頁)

(五) 遺留禮信國書

頃達哀訃、諒方切於孝思。繼獲函書、審夙承於遺命。飭行人而展好、齎信幣以將誠。感愴良深、敷宣罔既。(淳熙二五年四月辛未條、同一三〇—一三二頁)

(六) 回賀生辰國書

誕彌紀月、適當春序之和、緘信將誠、備展邦儀之煥。載形善頌、益篤懽盟。惟嘉詠以良深、匪喻言之可究。(淳熙二五年四月己卯條、同一三二頁)

(七) 回報謝國書

頃聞凶訃、想極悲傷。馳遣使車、往爲弔祭。在叔姪情當如是、於國家禮亦宜之。復致函書、備陳謝悃。念方罹於夏暑、冀少節於哀悼。(淳熙二五年六月辛卯條、同一四〇頁)

(八) 賀生辰國書

寒風初屆、律正上冬。良月就盈、祥開誕日。爰遣皇華之使、往敷慶幣之儀。尙介壽祺、用堅盟信。(淳熙二五年一〇月癸未條、同一四六頁)

(九) 賀正旦國書

獻歲發春、式屬亨嘉之會。順時講好、益敦信睦之風。爰遣使車、往敷慶幣。方履新陽之序、茂膺多福之宜。(淳熙二五年一二月戊子條、同一四九頁)

[附記] 本研究は、日本學術振興會の科研費(5K16851)の助成をうけたものである。

protection of those powers. Furthermore, some also employed an economic strategy as in the case of Huifan who allied himself with Princess Taiping and expanded commercial activities under her protection. From the above, we see that the Sogdians conversion to Buddhism had aspects of a survival strategy and also had proactive aspects designed to acquire political and economic benefits.

ON THE *GUOSHU* 國書 DOCUMENTS EXCHANGED IN THE PERIOD OF THE DADING 大定 TREATY BETWEEN THE JIN DYNASTY AND THE SOUTHERN SONG

MORI Eisuke

This paper deals chiefly with the *guoshu* documents exchanged by the Jin dynasty and the Southern Song in the Dading treaty period.

The history of the relation between the Jin dynasty and the Southern Song can be described as the repetition of the conclusion and cancellation of several treaties. Regarding these treaties, this paper focuses on the period after the Dading treaty, especially on the *guoshu* documents exchanged between the Jin and the Southern Song in this period.

In the first section, I examine the two points that serve as the foundation for the argument in the second section. First, I examine the diplomatic documents exchanged between the emperors of the Jin dynasty and the Southern Song in the period from the cancellation of the Huangtong 皇統 treaty to the conclusion of the Dading treaty. After that, I examine the arguments on the form of the diplomatic documents issued in the name of the Southern Song emperor by the Southern Song court and sent to the Jin emperor before the conclusion of the Dading treaty.

In the second section, I examine the principal focus of this paper, the *guoshu* documents exchanged by the Jin dynasty and the Southern Song in the Dading treaty period. First, I examine whether the opening fixed phrase of the *guoshu* documents of the Southern Song for the Jin dynasty in the Dading treaty period used the expression *zhishu* 致書 or *fengshu* 奉書. After that, I examine the difference of the number of the phrases of the *guoshu* documents sent from the Jin dynasty to the Southern Song and the Southern Song to the Jin dynasty during the Dading treaty period.

In the last section, I examine the word “*shangguo*” 上國. The word “*shangguo*,”

meaning superior kingdom, was the word used by the Southern Song as the appellation for the Jin dynasty during the Huangtong treaty period, when the Southern Song emperor adopted the role of subject toward the Jin emperor. In this section, I confirm the fact that the word “*shangguo*” continued to be used in the Dading treaty period also.

Through these examinations, I conclude that although it is often said that the relationship between the Jin dynasty and the Southern Song during the Dading treaty period was formally that of nearly equals, in fact, the position of the Jin dynasty was superior to that of the Southern Song in many more respects than previously imagined.

**ON ZHANGLIANG BAOBO AND GUIHUQINGONGCE :
THE STATE OF LAND OWNERSHIP OF 27 DU 5 TU IN XIUNING
PREFECTURE, HUIZHOU IN THE WANLI ERA**

ITO H Masahiko

Four volumes of the *Duplicates of the Household Register of 27 Du 5 Tu of Xiuning Prefecture during the Wanli Era* 萬曆休寧縣 27 都 5 圖黃冊底籍 (No. 2: 24527) in the Anhui Museum are the only historical materials that show the entire contents of the “One *Li* (*Tu*)” 一里=圖 in the household registers for taxation and labor service, *fuyi huangce* 賦役黃冊, during the Ming period. There exists, however, a *yulince* 魚鱗冊 (Fish-scale record) of 27 Du 5 Tu 27 都 5 圖 in Xiuning Prefecture that is based on the land survey (*zhangliang* 丈量) of the 9th year of the Wanli era (1581). This document is actually one volume of the *Marked Register of the Land Survey of 27 Du 5 Tu in Xiuning Prefecture in the Ninth Year of the Wanli Era in the Ming Period* 明萬曆 9 年休寧縣 27 都 5 圖 得字丈量保簿 (線譜 No. 563585: hereafter, *Dezi zhangliang baobo*). It consists of 442 leaves and shows information on the lands from *Dezi* No. 9 to No. 3544. It is estimated that 84% of the original *Dezi zhangliang baobo* is extant, and the large quantity of *yulince* of the land survey done by Zhang Juzheng 張居正 is noteworthy. The *Dezi zhangliang baobo* was published in a printed edition like other *yulince* of Xiuning Prefecture made by survey of 1581.

Based upon a consideration of the reason why the *yulince* was published in Xiuning Prefecture and the relation of the *Guihuqingongce of 27 Du 5 Tu in*